

第一部 特集～平成29年度（2017年度）の主な取組等

1 「水銀フリー社会」の実現を目指した退蔵水銀含有製品一掃事業の実施について

1 経緯

平成25年(2013年)10月に開催された「水銀に関する水俣条約」外交会議において、蒲島知事が「水銀フリー熊本宣言」を行い、水銀をできるだけ使用しない、「水銀フリー社会」の実現に向け努力していくことを宣言しました。

熊本県では、宣言に基づき、平成26年度(2014年度)より、水銀含有廃棄物の適正処理の推進、海外の水銀専門家の育成支援、国内外への情報発信の3つの柱で取組みを行っています。

また、「水銀フリー社会」の実現に向けた率先

行動として、熊本市と連携し、県内で(一般)廃棄物として回収される蛍光管等から取り出される水銀と同等量の水銀を、それぞれ買い取り、保管を行っています。

平成23年度(2011年度)及び27年度(2015年度)に実施した廃棄予定量調査により、自治体機関及び教育機関に水銀含有製品が数多く退蔵されていることが判明したことから、平成29年度(2017年度)に当該機関を対象とした回収事業を実施しました。



< 蒲島知事の「水銀フリー熊本宣言」 >

2 事業概要

(1) 目的

県内の自治体機関(県・市町村)及び教育機関を対象として、退蔵されている水銀血圧計、水銀体温計、水銀温度計及び水銀気圧計(以下、「退蔵水銀含有製品」という。)を回収することで、県・市町村の退蔵水銀含有製品を一掃することを目的としています。

(2) 内容

県機関(保健所、県立学校等)は各地域の保健所、市町村機関(市町村役場、市町村立学校等)は市町村役場を回収拠点とし、持ち込みを実施しました。また、私立学校は私学協会を回収拠点とし、持ち込みを実施しました(費用は各学校負担)。

最終的に回収した退蔵水銀含有製品をまとめて処理施設へ運搬・処理し、取り出された水銀と同等量のものを県で買い取り、保管を行っています。



< 県庁舎での保管の様子 >

3 事業効果

今回の事業実施により、最終的に水銀体温計8,812本、水銀血圧計751台、水銀温度計4,107本、水銀気圧計51台を回収し、破損等による水銀の飛散・流出を防止しました。

また、県分の回収の際に市町村分も併せて回収することで、スケールメリットを生かし、安価かつ安全に実施することができました。

自治体機関及び教育機関を対象に実施したものは全国初の取組みであり、本回収スキームが全国に広がることで、「水銀フリー社会」の実現に貢献することが期待されます。

